

施設使用料の減額及び免除
—県立スポーツセンターの条例施行規則第16条による—

《全額免除》

- | | |
|----------------|---|
| 第16条
第1項第1号 | 県の機関（県立の学校を除く。）がスポーツ行事を行うために施設等（宿泊室及び自転車駐車場を除く。）を利用するとき。 |
| 第16条
第1項第2号 | 障害者及びその付添人（障害者1人につき1人に限る。）がプール（一般利用に限る。）、トレーニングルーム若しくは陸上競技場（団体利用以外の一般利用に限る。）を利用するとき、又は障害者が施設等を利用するために自動車駐車場を利用するとき。 |
| 第16条
第1項第3号 | その他所長が特に必要と認めるとき。 |

《1／2に減額する》

- | | |
|----------------|--|
| 第16条
第2項第1号 | 県内の市町村の機関がスポーツ行事を行うために施設等（宿泊室及び駐車場を除く。）を利用するとき。 |
| 第16条
第2項第2号 | 公共的団体が青少年、高齢者又は障害者を対象としたスポーツ行事を行うために施設等（宿泊室及び駐車場を除く。）を利用するとき。 |
| 第16条
第2項第3号 | 県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校が幼児、児童又は生徒を対象としたスポーツ行事を行うために施設等（宿泊室及び駐車場を除く。）を利用するとき。 |
| 第16条
第2項第4号 | 障害者が施設等（自転車駐車場を除く。）を利用するとき（前項第2号に該当する場合を除く。）。 |
| 第16条
第2項第5号 | スポーツ大会等を運営する者その他の関係者が自動車駐車場を利用するとき。ただし、一大会当たり1日20台を限度とする。 |
| 第16条
第2項第6号 | その他所長が必要と認めるとき。 |

《4／5に減額する》

- | | |
|----------------|--|
| 第16条
第3項第1号 | スポーツ団体が県民を対象としたスポーツ行事を行うために施設等（宿泊室及び駐車場を除く。）を利用するとき。 |
| 第16条
第3項第2号 | その他所長が必要と認めるとき。 |